



平成23年9月22日

お客様各位

社団法人産業環境管理協会（東京・千代田区）では、欧州 REACH 規則支援業務で培った実績を生かし、中国への化学品輸出にともなう日本企業を支援するため、「新化学物質環境管理弁法」の申告代行、ならびに「危険化学品安全管理条例」、および国家標準に基づく GHS 対応の SDS・ラベル作成など、中国の化学物質管理規制対応支援サービスを10月1日から開始します。また、本サービスの提供に併せ、REACH 登録支援センターは、10月1日より、国際化学物質管理支援センターに改称いたします。

中国では、2010年10月15日より改正新化学物質環境管理弁法が施行され、中国で製造・輸入・加工使用される新規化学物質（現有化学物質名録に記載されていない化学物質）を日本から輸出するには、中国当局認定機関を通じた事前の申告により登記証を取得することが義務付けられており、登記証を取得していない新化学物質の生産、輸入および加工使用は禁止されています。

また、国家標準による義務化が先行していた中国の GHS 対応について、2011年12月1日からの危険化学品安全管理条例の施行に伴い、GHS 方式に準じた SDS やラベルは義務化され規制が強化されます。

社団法人産業環境管理協会では、欧州 REACH 規則支援業務^{注)}に加え、中国における化学物質管理に熟知した中国側代理機関と連携し、日本企業に向け、以下のサービスをご提供します。

1. 新化学物質環境管理弁法の申告/届出
2. 申告資料／年度報告等の作成
3. 中国 GHS 対応支援（国家標準 GHS 対応の SDS およびラベル作成）
4. 新規性調査（中国現有化学物質名録への収載状況確認）
5. 各種試験実施に係る支援およびデータギャップ調査

本件に関する詳細につきましては、産業環境管理協会 REACH 登録支援センター（10月1日より、国際化学物質管理支援センターに改称）まで、お気軽にお問い合わせください。

社団法人産業環境管理協会

化学物質総合管理部門 REACH 登録支援センター

（10月1日より国際化学物質管理支援センターに改称）

担当：戸笈（とおい）・石川

TEL: 03-5209-7709

E-mail: reach@jemai.or.jp

注)

1. 予備登録／登録
2. 届出（CLP、認可対象候補物質）
3. 認可
4. 登録文書／CSR 等の作成
5. 各種試験実施に係る支援およびデータギャップ調査